

## 令和4年度 運動の趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、ウォーターアクティビティ愛好者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対しても、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、中央交通安全対策会議において作成された第11次交通安全基本計画(令和3年度からの5か年計画)では、交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題とされている。さらに、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的とした海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づき、閣議決定された海洋基本計画(平成30年からの5か年計画)においても、施策の基本的な方針として、海洋の安全保障に関する施策の推進及び海洋人材の育成と国民の理解の増進等が定められている。

これらの趣旨を踏まえ、国土交通省が広く国民の「海」に対する理解と認識を高めることを目的として、7月1日から7月31日までの間に設置している「海の月間」の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、国民の理解を得られる方法により、令和4年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

### 期 間

令和4年7月16日(土)から31日(日)